

令和元年度 第1回 福岡県環境審議会 議事録

日時：令和元年7月24日（水）

15時00分～17時00分

場所：福岡県吉塚合同庁舎7階 特6会議室

（環境政策課：武藤企画主幹）

ただ今から、令和元年度第1回福岡県環境審議会を開催いたします。

私は、環境政策課企画主幹の武藤と申します。本日の司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず議事に入ります前に、環境部長の吉留が御挨拶申し上げます。

（環境部：吉留部長）

失礼いたします。県の環境部長の吉留でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、この審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には、日頃から本県の環境行政に大変御協力をいただいております。重ねて御礼申し上げます。

この審議会は、環境基本法と自然環境保全法に基づく県の附属機関でございます。環境保全に関する重要な事項を調査、審議するものであります。是非、委員の皆様の忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

一点だけ、県の施策について、御紹介させていただきます。本日梅雨が明けました。ただ、一昨年から3年続きの大変な豪雨災害が本県では発生いたしました。こうした災害の激甚化というのは、地球温暖化による気候変動に原因があると言われておまして、こういった災害を、軽減・防止する適応策を国は講じていくということで、昨年12月には気候変動適応法というものが施行されました。

本県では、この法律に基づきまして、気候変動適応センターというものを県の保健環境研究所に設置する方向で準備を進めております。このセンターでは、県内のきめ細かな地域特性に応じた気候変動の予測と、それによる影響の評価、これを行いまして、関係者、事業者、県民の皆様方にきめ細かく情報を提供していく予定でございます。

本日の審議会は、諮問事項1件、部会決議報告事項3件、その他の報告事項3件でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

（環境政策課：武藤企画主幹）

ここで事務局から御報告申し上げます。

本日は、会長及び委員36名中25名の出席で、半数以上の御出席をいただいております。

す。

したがいまして、福岡県環境審議会条例第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、今回の審議会は、任期満了に伴う委員改選後、最初に開かれます審議会でございます。

前回の審議会以降、25名の委員に再任をお願いいたしますとともに、11名の皆様に新たに委員に御就任いただいております。

新たに委員に御就任いただきましたのは、産業医科大学 辻真弓委員、福岡大学 穴井謙委員、日本野鳥の会 川崎実委員、J A福岡県女性協議会 渡邊須美子委員、大刀洗町立大堰小学校 酒井美和子委員、九州農政局生産部長 廣田明委員、第七管区海上保安本部警備救難部長 對馬靖浩委員、福岡県議会議員 笠和彦委員、福岡県議会議員 江頭祥一委員、福岡県議会議員 山本耕一委員、福岡県議会議員 大塚勝利委員、以上の皆様でございます。

また、廣田委員、柳生委員、藤巻委員、對馬委員につきましては、代理にて、九州農政局生産部生産技術環境課課長補佐 平山智子様、九州経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課課長補佐 久保智恵子様、九州地方整備局企画部広域計画課長 池田稔浩様、第七管区海上保安本部警備救難部環境防災課課長補佐 横手幹雄様に御出席いただいております。

続きまして、本日出席いたしております福岡県環境部及び関係課職員の御紹介をさせていただきます。

まず、先ほど御挨拶をいたしました環境部部長の吉留でございます。

(環境部：吉留部長)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：武藤企画主幹)

続きまして、環境部次長の徳永でございます。

(環境部：徳永次長)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：武藤企画主幹)

続きまして、環境政策課長の小磯でございます。

(環境政策課：小磯課長)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：武藤企画主幹)

続きまして、環境保全課長の野中でございます。

(環境保全課：野中課長)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：武藤企画主幹)

続きまして、循環型社会推進課長の鐘ヶ江でございます。

(循環型社会推進課：鐘ヶ江課長)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：武藤企画主幹)

続きまして、廃棄物対策課長の山口でございます。

(廃棄物対策課：山口課長)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：武藤企画主幹)

続きまして、監視指導課長の迎田でございます。

(監視指導課：迎田課長)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：武藤企画主幹)

続きまして、監視指導課廃棄物適正処理推進室長の市村でございます。

(監視指導課廃棄物適正処理推進室：市村室長)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：武藤企画主幹)

続きまして、自然環境課長の岩崎でございます。

(自然環境課：岩崎課長)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：武藤企画主幹)

続きまして、農林水産部農山漁村振興課長の成末でございます。

(農山漁村振興課：成末課長)

よろしく願いいたします。

(環境政策課：武藤企画主幹)

最後に、農林水産部食の安全・地産地消課長の浦でございます。

(食の安全・地産地消課：浦課長)

よろしく願いいたします。

(環境政策課：武藤企画主幹)

それでは、本日用います資料の御確認をお願いします。

お手元の配付資料及び事前に郵送でお配りしております資料につきましては、資料リストにお示ししているとおりでございます。

資料の不足がございましたら、挙手により事務局までお知らせくださいますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは議題（１）の会長選任についてでございます。

福岡県環境審議会条例第４条第１項の規定により、「審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。」となっております。今回、任期満了に伴い委員改選を行っております。どなたか立候補又は御推薦をいただけませんかでしょうか。

(意見なし)

御意見がないようでしたら、引き続き浅野委員をお願いしてはいかがでしょうか。

(異議なし)

浅野委員が会長に選出されました。浅野会長、会長席にお移り願います。

(浅野会長)

それでは選ばれましたので、引き続き会長の職を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

(環境政策課：武藤企画主幹)

それでは、これからの議事の進行は、浅野会長、よろしく願いいたします。

(浅野会長)

はい、それでは組織に関することを先にしたいと思いますので、次の議題の会長代理並びに部会委員及び部会長の指名について、お諮りいたします。

この件につきましては、福岡県環境審議会条例第4条第3項、第6条第2項、第3項の規定によりまして、私が指名することとなっておりますので、指名をさせていただきたいと思います。事務局から案を配布させますので、御覧ください。

よろしゅうございましょうか。お手元に資料がいきわたったと思います。

それでは、会長代理については、これまでどおり、伊藤委員に会長代理をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

次に、部会委員及び部会長の指名についてでございますが、本審議会には、水質部会、温泉部会、公園鳥獣部会、公害防止事業費負担部会の4つの部会が設置されております。

お手元にただ今お配りいたしました委員名簿の中に部会(案)と示しておりますように、水質部会については9名の委員、温泉部会については5名の委員、公園鳥獣部会、公害防止事業費負担部会については6名の委員をそれぞれ指名させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。欠席されている委員につきましても、既に部会への指名をさせていただくことに御了承を得ていることを申し添えておきたいと思っております。

次に各部会の部会長についてですが、水質部会及び公害防止事業費負担部会については、山崎委員に引き続き部会長をお願いいたします。次に温泉部会についてですが、糸井委員をお願いいたします。最後に公園鳥獣部会でございますが、馬場委員に部会長をお願いいたします。以上のように、私から条例に基づいて指名をさせていただきましたので、どうぞよろしく願いします。

それでは、最近の国の動きを少しお話ししたいと思っております。

化学物質の製造、輸入について、かなり厳しいチェックを日本では法律でやっていますが、この法律で指定している物質に、今度2つの物質が国際条約上、新たに規制の対象になりましたので、加わることになりそうです。ジコホルという殺虫剤、ペルフルオロオクタン酸すなわちPFOAとその塩及びPFOA関連物質が指定されることに国際条約で決まり、新たに国内で規制することになると思います。

ただ、国際条約でも、どうしてもこれを使わざるを得ないような分野があつて、全面禁止になると困るということがあります。日本国内でも医薬品の製造を目的として、PFOAを使わざるを得ないようで、これについては例外を認めようということになりそうです。

それから、工場や事業場から化学物質が環境中にどれくらい出ているか、各事業所がマニュアルに従って計測をして報告をするという制度があります。

これはPRTRという制度ですが、1999年に出来まして、報告をしなければいけな

い物質が400強程度ありますが、指定の仕方を考え直さなければならないという(国の)審議会の結論が出まして、新しいやり方で対象物質の見直しをしようということが始まります。

今までとどこが違うかということ、人の健康だけでなく、生態に悪影響を及ぼす物質についても指定しなければならないというのが大きな違いです。

制度を作った頃は、どの位化学物質が使われて、環境中に出ているか見当がつかなかったため、製造量が多い物質を計測することにしていましたが、随分時間が経ち、相当知識が加わってきましたので、製造場ごとに計測することで本当に環境中に出ている量がある程度推測できるようになり、その結果に基づいて指定をするかどうかを決めるという考え方に変わってきました。それもPRTTRの制度が出来上がって随分上手く動いてきたということが大きいと思います。

それからもう一つ、最近の大きな傾向として、工場や事業場から化学物質を外へ出してはいけないということは、皆分かってきていますので、工場から出るものは随分減りましたが、その分移動という形、つまり廃棄物にして出すと自分の工場から出していないということになるので、廃棄物にして出してしまうんですね。

そちらの方の物質が結構増えてきたものですから、今後はその移動の量というものをしっかり見ながら、指定物質を決めようということになりました。こんなことが今、動きとしてあります。

それから、食品リサイクル法の実際の運用のやり方についての新しい方針が(国の)審議会で決まりました。どういうことを決めているかということ、例えば業種別にどの程度食品ロス、食品廃棄物が出ないようにするか目標値を決めるのですが、その目標値をかなり大きく見直しました。

麺類を中心とする食堂・レストランについては、売上高100万円当たり170キログラム、それ以外の食堂・レストランは114キログラム、ファーストフードは83.3キログラム以上の食品廃棄物を出さないようにというのを目標にして頑張りましょうということが細かく決まっています、今までより業種についても細かくなりましたし、数字も相当手直しが行われました。

食品リサイクルについては、食品ロス削減の法律が国会で通ったこともあって、これからますます厳しくなっていくことだろうと思います。

それからもう一つは、廃プラスチック問題が深刻になっており、特に海岸に流れ出るのが大変問題が多いものですから、海岸漂着物関係対策について、今まで以上に徹底的にやりましょうということが決まっています。

最近、会議でペットボトルを出さず、紙容器に変えるというようなことをやっていますが、できるだけ廃棄物が出ないようにしよう、どうしても使わなければならないものは回収してしっかり資源にしよう、そういうようなことが今動きとしてあります。

福岡県は、このプラスチックの問題について、本格的に取り組むというのが今年度の新

しい方針のようですから、皆で協力してまいりたいと思っております。

さて、そんなところが最近の動きでございます。

それでは早速でございますが、本日は、知事からの諮問がございますので、その諮問について、まず事務局から御説明いただきたいと思えます。

内容的には、太陽光発電施設をアセスメントの対象にするということでございます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

(自然環境課：岩崎課長)

自然環境課の岩崎です。

資料1「太陽光発電事業に対する福岡県環境影響評価条例の適用について」御説明いたします。資料1の次のページの諮問書を御覧ください。

現在、国におきましては、平成30年7月に閣議決定されました「エネルギー基本計画」において、太陽光発電事業などの再生可能エネルギーについては、長期安定的な主力電源として持続可能なものになるよう、引き続き積極的に推進していくこととされております。その一方で、国内では、大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂の流出、濁水の発生などの問題が生じている事例もございます。

そこで、国におきましては、新たに生じた様々な課題に対応するため、今年の7月5日、環境影響評価法施行令を改正し、来年4月から太陽光発電事業を法の対象とすることとされております。

本県では、平成11年6月に環境影響評価法が施行されました後、同年12月に、福岡県環境影響評価条例を施行し、環境保全に配慮しました事業の実施・確保に努めてきているところでございます。

本県における環境影響評価制度は、法と条例の一体的な運用により形成されていることから、太陽光発電事業に対する条例の適用について、環境審議会の御意見を伺うものでございます。

続きまして、資料の1ページ、標題に「太陽光発電事業に対する福岡県環境影響評価条例の適用について（案）」と記載されました資料を御覧ください。

最初に、「環境影響評価制度の概要」につきまして、御説明させていただきたいと思えます。

環境影響評価制度は、環境に大きな影響を与える可能性のある一定規模以上の事業を実施するに当たり、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表しまして、住民や行政から意見を聴き、それらを踏まえて、環境保全の観点からより良い事業計画にしていくという制度です。

続きまして、資料の2ページ、右上に参考資料1と記載した資料を御覧ください。

この表は「環境影響評価の手続の流れ」を書いておりますが、左側が法に基づく手続の流れ、右側が条例に基づく手続の流れを並べて記載しております。

「環境影響評価の手の続の流れ」について、法に基づく手続に沿って御説明いたします。太い線で囲んだ箇所に御注目いただきたいと思ひます。事業者が行う手続は、最初に計画段階環境配慮書、続きまして環境影響評価方法書、3番目に環境影響評価準備書、4番目に環境影響評価書の四段階になります。県知事は、各段階において、意見を述べることとなっております。

続きまして、資料の3ページ、右上に参考資料2と記載した資料を御覧ください。

次に、「環境影響評価法及び県条例が対象としている事業」について、御説明いたします。法の対象事業としまして、道路、ダム、鉄道など13事業に加えまして、港湾計画が定められております。対象となります事業は、規模の大きい第1種事業、第1種事業の75パーセントの規模である第2種事業に区分がなされております。

県条例の対象事業として、法と同じ事業に加え、条例独自のものとして、ゴルフ場の造成など、8つの事業を定めております。事業の規模につきましては、表の「8 土地区画整理事業」を御覧いただきたいと思ひます。法第1種事業が100ヘクタール以上、第2種事業が75ヘクタール以上、県条例が50ヘクタール以上ということで、県条例の対象事業の規模は、法第1種事業の2分の1としております。

それから、県内には、北九州市、福岡市の2つの政令市がございますけれども、両政令市におきましては、それぞれ環境影響評価条例が制定されておりますので、両政令市内での事業につきましては、県でなく市の条例が適用されることになっております。

以上が、「環境影響評価制度の概要」であります。

資料の1ページ「太陽光発電事業に対する福岡県環境影響評価条例の適用について(案)」と記載された資料に戻っていただきたいと思ひます。

「1 太陽光発電事業に対する福岡県環境影響評価条例の適用の必要性」につきまして、御説明いたします。太陽光発電事業につきましては、これまで環境影響評価法による環境影響評価の対象とされてきませんでした。しかし、近年、国内では、大規模な太陽光発電事業の実施に伴いまして、土砂の流出、濁水の発生などの問題が生じている事例がありますことから、国は、昨年8月から専門家による検討を開始され、中央環境審議会における審議を経まして、その答申を4月に得られた後、7月5日に法施行令を改正し、来年4月から法の対象とすることを決定されております。

そこで、本県におきましても、法制度改正の趣旨を踏まえまして、太陽光発電事業に対する県条例の適用の必要性について、検討を行いたいと思っております。

「2 県条例適用のための手続」について、御説明いたします。県条例の対象とします事業につきましては、条例施行規則において定めております。したがいまして、太陽光発電事業を県条例の対象とするためには、県条例施行規則を改正して、太陽光発電事業を追加するということとなります。

「3 今後のスケジュール案」につきまして、御説明いたします。本日、環境審議会に諮問いたしました、審議会には環境影響評価に関する部会がございませんことから、具体

的な検討については、専門委員会を設置していただいで審議をお願いしたいと考えております。専門委員会における審議の後、次回の環境審議会において、答申内容を決定していただければと思っております。

環境審議会におきまして「太陽光発電事業に対する県条例の適用が必要である」という趣旨の判断がなされ、県知事へその趣旨の答申をいただいた場合には、県条例施行規則の改正に必要な手続を行い、来年2月に改正した県条例施行規則を公布し、周知期間を経まして7月に施行することを予定しております。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(浅野会長)

それでは、ただ今御説明いただきましたように、国の環境影響評価法の中で従来アセスの対象としておりませんでした、太陽光発電施設を対象とすることが決定いたしましたので、それに対応する形で本県の条例についても見直しをする必要があるかどうかということに関して、当審議会に知事から諮問がございました。

この諮問内容について、何か御質問ございましたら、どうぞ。

(渡邊公一郎委員)

今のところ、何万キロワット以上を対象にするというのは県で考えておられるんですか。

(自然環境課：岩崎課長)

国の方では、電気事業法の関係で、事業規模について第1種は4万キロワット、第2種は3万キロワットと出力で規制されておりますけども、県の方としましては、先ほど申しました専門委員会で具体的に御検討いただきたいと思いますけれども、太陽光発電事業は太陽光パネルを地面の上に並べておりますので、面積的なもので検討ができればと思っております。

(渡邊公一郎委員)

面積では、今どれくらいを想定しておられるんですか。

(自然環境課：岩崎課長)

国の方を見ますと、面積と出力がおおむね比例しているということで、4万キロワットが100ヘクタールという目安が出ています。先ほど御覧いただきました表で県の条例の規制対象は法対象の2分の1と出ていますので、50ヘクタール辺りかと想定はしております。

(浅野会長)

よろしゅうございますか。

この件に関しては、両政令市の条例が同じような考え方を取っているの、それとの関係

を考えないといけません。今考えておられるのは、それと近いようなことだと思います。

(渡邊公一郎委員)

すいません、50ヘクタールだと県内でいくつくらいが対象となるんですか。

(自然環境課：岩崎課長)

今のところ、電気事業法の認可が必要なんですけれども、経済産業省が発表されている認可を取っている案件が県内では1件です。予定どおり施行しますと、1件が対象となる可能性がございます。

(渡邊公一郎委員)

ありがとうございます。

(浅野会長)

他に御質問ございますか。

(糸井委員)

再生可能エネルギーの中で、特に風力、地熱もそうなんですけれども、環境アセスに非常に時間がかかるということで、国としては縮めるっていう方向性を持って進んでいると思うんですが、例えば太陽光の条例を設置した場合、どれくらいの期間で最後のところまでいくと想定されていますか。

(浅野会長)

これはちょっとやってみないと分からない面があるんですが、絶対に短縮できないのが住民意見、市町村意見を受け取る期間の設定ですね。それを短縮することはおそらくできないと思います。

あとは、内部手続をどれ位早くするかということだと思いますが、一番の問題は事業者が事業計画を立てるときに、どこまで環境のことを考えて計画を立てているかによって決まるんです。

アセス対象となるのが国の方でも決まりましたので、今後は事業者があらかじめちゃんとお考えになるということがあるでしょうし、福岡県も多分考えることになると思いますが、ここは適地であるとか好ましくないとか、そういうことをちゃんと情報として提供しておけば、例えば英彦山のような自然豊かな所にパネルが並ぶということも防ぐことが可能ではないかと思います。

(糸井委員)

そうですね、そういうふうな大きな計画が出てきたときに、ある程度内容を自治体で把握しておくということは非常に重要なことではないかと思えます。どうもありがとうございました。

(浅野会長)

他にございますか。特にございませんか。

実はこの法改正、私が委員長でやったものですから、内容的にはよく分かっているのですが、本県では条例に入れることが適切かどうかについて、事務局が今申しましたが、部会がございませんので、条例に基づいて専門委員会を設置する、その専門委員会では是非について判断をした上で、再度審議会の本会で最終的な答申案について、御報告させていただく、そういうふうな進め方でやりたいと思えますが、よろしゅうございましょうか。

それでは御異議ないようですので、そのような形で本件については取り扱いたいと思えます。

専門委員会の委員につきましては、運営規程に基づいて、会長が指名することになっておりますので、指名をさせていただきます。

それでは、大変恐縮でございますが、

- ・北九州市立大学の伊藤委員
- ・日本野鳥の会北九州支部の川崎委員
- ・北九州市立自然史・歴史博物館 元学芸員の馬場委員
- ・弁護士会の吉野委員

以上、4名の方に専門委員をお願いしたいと考えております。

それから、委員長につきましては会長が指名することとなっておりますが、実は私がやった法改正でありますので、私が直接委員長として、この専門委員会を運営したいと考えております。

以上の指名について、御了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。御了承いただきました。それでは、そのように取り扱うことにいたします。

今後のスケジュールにつきましては、先ほど既に事務局からお話を申し上げたとおりでございますので、できるだけ早く、来年の法の施行からあまり遅れることなく、県条例が動くことを考えるようにしたいと思いますので、よろしく御協力をお願いいたします。

それでは、次に部会の決議がありました件についての報告をいただきたいと思います。

これは前年度の第2回審議会でも部会に諮ることを了承いただいたこととありますが、「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」が1つございます。

さらに、今年度既に始まっておりますが、水質測定計画を作ることについて、部会にお諮りをいたしました。

また、「温泉法に基づく土地の掘削及び動力の装置の許可申請について」、温泉部会に諮

問をしておりますので、この3件につきまして御報告をいただきます。

まず、「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」、山崎水質部会長から御報告をいただきます。

(山崎水質部会長)

それでは、報告させていただきます。

お手元の資料2を御覧ください。結果をまず報告したいと思います。「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定」について報告いたします。

「水生生物の保全に係る水質環境基準」は、類型が指定されることにより、その水域について環境基準が適用され、その達成状況が評価されるものであります。

この類型指定につきましては、水質部会において、現在、県内を8つの水域に分けて、平成28年度からの5か年計画で、順次、審議を行っております。これまでに、「博多湾流入河川」、「大牟田市内河川」、「豊前海流入河川」及び「遠賀川水系」の類型指定について審議を行い、類型指定を行ってきたところでございます。

今回、「筑前海流入河川」及び「矢部川水系」の類型指定について、平成31年1月21日開催の前の環境審議会に諮問され、水質部会へ付託され、同日午後審議を行いました。審議の結果、諮問案のとおり了承され、平成31年2月8日から同年2月21日にかけてパブリックコメントを実施いたしました。

その結果、意見等はありませんでしたので、答申のとおりの手続がとられ、配付資料のとおり、同年3月7日に諮問案のとおりとする答申がなされております。

報告そのものは以上ですが、資料3ページの表の1-1を御覧いただきたいと思っております。

既に、人の健康の保護に関わる水質基準ですとか、生活環境の保全に関する環境基準が制定されており、そこに書いてあるような項目が決まっている訳ですけども、一番下のところに水生生物保全に関する環境基準として、全亜鉛、ノンルフェノール、LASが今回設定され、それについて今まで類型指定の審議をしてきたところですが、これらの3つの項目について福岡県内で超過しているというところもほぼありませんので、そういう意味では割と順調に進んできたところですよ。

今回、一点部会で意見が出たところでは、例えば北九州市の板櫃川については、今回審議の対象となっております。板櫃川は、かなり関心の高い河川ですので、なぜそういったところが対象に入っていないのかという議論があったんですが、河川の規模ですとか、一定の条件をあらかじめ設定して、それに基づいてスクリーニングして、それぞれの河川について基準を設定していったところですよ。

したがって、今回は対象に入っていない河川がもちろんある訳ですが、それについては8つの水系について指定が終わった後、どうしても必要だということがあれば検討しようという、そういう方向になっております。

以上、少し説明を加えて報告いたします。

(浅野会長)

はい、ありがとうございました。

事務局から、マップが載っていますので説明してください。

(環境保全課：野中課長)

環境保全課でございます。よろしくお願いたします。

資料2について、まずどういう類型になったかを先に申し上げますと、16ページでございます。

そこに表3-1から表3-3までございます。筑前海流入河川、矢部川水系、それと日向神ダムということでございますが、これらのうち矢部川の上流部分、それと星野川、それと矢部川の上流域にございます日向神ダム、この3水域につきまして、いわゆる冷たい水を好む魚、冷水性の魚が確認されましたので、それに見合う類型ということで、生物A類型になっております。それ以外がB類型ということでございます。

今、部会長からお話ございました位置関係ですが、19ページを御覧ください。こちらが水生生物保全の環境基準の類型指定状況ということですが。

青く河川名が入っているところが既に類型が終わったところでございまして、赤く記載しております北の方の筑前海の流入河川部分、それと南の方の矢部川水系、ここを新たに答申いただきまして、指定をしたところです。

残りは筑後川の流入河川部分、それと北九州市内河川について、調査を今実施しておりますので、今後その結果を基に諮問をさせていただきたいと思っております。

海域につきましては、既に有明海や瀬戸内海、県をまたがるところは国が指定をしております。今後県としましては、博多湾、筑前海、唐津湾、こういった海域を今調査を実施しておりますので、その結果に基づきまして、類型案、諮問案を策定しまして、御審議をさせていただきたいと思っております。

その辺りのスケジュールにつきましては、7ページを御覧いただきたいと思っております。現在、表1-7の上から3番目の部分、矢部川までが指定が終わりましたので、今後北九州市内河川以降につきまして、諮問をさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

(浅野会長)

ありがとうございました。御理解いただけましたでしょうか。

ちょっと御質問します。唐津湾について佐賀県との情報交換はどのようにしておられますか。

(環境保全課：野中課長)

海域、私ども初めての経験ですが、国の方で県際をまたがって類型をした実績、経験をお持ちですので、そういったやり方を教えていただきながら、常に佐賀県と情報交換を行いながら、類型指定のための情報収集を行っているところです。

(浅野会長)

はい、ありがとうございました。

ただ今の件につきまして、何か御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

どういうことを指定しようとしているか、前にも御説明申し上げましたが、初めて委員になられた方もいらっしゃると思いますので、御説明いたします。

人の健康とか人の生活については、環境基準が前からありますが、生活環境基準の中に環境保全という項目がありますが、そこでの判断基準には全然生き物のことを考えていないんじゃないかという疑問があったわけです。それで、生き物の生息環境についても環境基準を決めなければいけないということが議論されて、ようやく残りの項目が入るようになったということです。

最初の頃はデータが十分なかったんですが、データが集まるようになったので、本来の目的である環境基準を設定しなきゃいけない項目が明確になってきたということでございます。ただし、これはちょっと他の生活環境項目と違うので、全域、全部を無理にやることはないわけで、生き物がそこにいて、ここは特に守らなきゃいけないという水域を重点的に指定していけば良いという考え方で環境基準を作っていますので、そのようなものだとお考えいただければと思います。福岡県は全域色を塗っていますので、真面目にやっているということだと思います。

よろしゅうございましょうか。

それでは、この件については御了承いただいたということにさせていただきたいと思っております。

では続きまして、同じく水質部会で御協議いただいたこととございますが、今年度の水質測定計画の策定についてということとございます。これは決めました時がまだ平成でありましたので、平成31年度というタイトルが残っておりますが、事情はそういうこととございます。

それでは、この件につきまして、山崎水質部会長から御説明いただきます。

(山崎水質部会長)

それでは引き続き、「水質測定計画の策定」につきまして説明させていただきます。

お手元の資料3を御覧ください。

最初にまず結果を御説明したいと思います。

「平成31年度(2019年度)水質測定計画の策定」につきまして、報告させていただきます。水質測定計画とは、県内の河川や海域などの公共用水域、及び地下水の水質測定に

ついて、国の機関や市町村とともに、統一的な視点から総合的に実施するため、水質汚濁防止法第16条に基づいて、県が例年策定しているものでございます。

今年度の水質測定計画の策定につきましては、先ほど御報告いたしました「水生生物保全環境基準の類型指定」に関する諮問事項と同様に、平成31年1月21日開催の環境審議会に諮問され、水質部会へ付託を受け、同日午後、審議を行いました。

水質測定計画におきましては、この「水生生物保全に係る環境基準項目」も、先ほど御報告しました「類型指定」に基づき、指定を行った水系から順次、環境基準の評価項目として、この測定計画に盛り込んでいくことになっております。

審議の結果、諮問案のとおり答申する旨の決議を行い、その後、答申の手続がとられ、配付資料のとおり、同年3月7日に答申がなされております。

結果的には諮問のとおり決議がとられたところですが、その中で一つだけ意見が出ておりましたのが、これらの項目の中にダイオキシンが入っていないんですけれども、これについてはどうかという意見が出ました。ダイオキシンは審議会にかけるということになっておりませんが、これについては委員会等で何らかの審議なり、意見を交わすことが必要だということになれば検討していきましようということで、現在のところは特にどうするということまでいっておりません。

詳細については、事務局の方から説明をお願いしたいと思いますが、環境白書等には既に報告はされているということですので、それをどう評価、チェックするかということが問題になるなということでございます。以上でございます。

(浅野会長)

はい、ありがとうございました。

実はダイオキシンについては、環境基準が決まっているんですが、環境基本法に基づく環境基準ではないのです。ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準なんですね。

何でそんなことになったかといいますと、ダイオキシンは議員立法で規制が始まっているわけです。そして規制をする以上は、規制の根拠が必要だということで、ダイオキシン類特別措置法の中に大気と水と土壌についての環境基準を決めろという条文が入ったんです。

国会で決められたことですので、政府は基準作りをやったんですけども、結果的にダイオキシンの環境基準というのは、ダイオキシン類対策特別措置法での規制をするかどうかを考えるための手掛かりという位置付けとなっていて、水濁法でいう測定計画では環境基本法に基づく環境基準を念頭に置いて計画を作ることになっていきますから、そこに穴あき状態ができています。

実はあまり中央環境審議会ですんなり気にして発言する人はいなかったんで、福岡県の審議会の方がはるかに優れているのですし、確かにおかしいと言えばおかしいですよ。私はおかしいという意見が出た部会を高く評価したいと思います。

(環境保全課：野中課長)

今、会長、部会長からお話がありましたように、この諮問事項は水質汚濁防止法に基づいて測定が義務付けられております測定計画の内容について、諮問しまして答申いただいているものでして、その項目の中に、ダイオキシンは入っておりません。

ただし、ダイオキシン特措法に基づいて、常時監視の義務がございますので、測定計画ということでは入っておりませんが、常時監視をやりまして、公表しているところがございます。幸い基準が定まっております、大気、水質、土壌等につきまして、基準については適合しているということがございます。

部会の中で諮問事項には含まれないが、そういったお話がございましたので、今後部会からの求めに応じまして、ダイオキシンにつきましても、測定計画にはございませんが、常時監視の状況について報告をしていきたいと思っております。

(浅野会長)

御理解いただけましたでしょうか。

部会で決めていただいたことは、これ自体は毎年やっているルーティンの仕事でございます。適切な指摘があったと思って聞いております。よろしいですか。

それでは特に御質問、御意見ないようでございますので、この部会報告を御了承いただいたということにさせていただきます。

それでは次に温泉部会の決議の報告をいただきたいと思っております。

温泉法に基づく土地の掘削及び動力の装置の許可申請について、糸井部会長から御報告を受けたいと思っております。

(糸井部会長)

前回の環境審議会の開催以降、温泉部会を1回開催しており、その審議の結果とそれに基づく答申について御報告いたします。

お手元の資料4を御覧ください。なお、個別の許可に関する審議内容につきましては個人情報を含みますので、会議は非公開で行っております。公開でありますこの場での御説明は、申請件数と審議の結果のみとさせていただきますので、御了承ください。

したがいまして、傍聴者の方々への配付資料につきましては、申請件数と審議の結果のみの記載に留めさせていただいております。委員の皆様にお配りしている資料につきましても、取扱いには御注意いただきますようお願いいたします。

それでは1ページを御覧ください。平成31年1月16日に諮問がなされ会長から付託を受けました、土地の掘削の許可申請1件及び動力の装置の許可申請1件につきまして、温泉部会を開催し、審議いたしました。

次に2ページを御覧ください。

審議の結果、土地の掘削の許可申請1件及び動力の装置の許可申請1件については「許

可に支障なし」と決議しております。それに基づき3月14日に答申がなされております。
以上で報告を終わります。

(浅野会長)

はい、ありがとうございました。

これはいつもやっていることでございますが、2件の申請については「許可に支障なし」と部会で結論付けたということでございます。

何か御質問ございますか。よろしゅうございましょうか。

では特に御質問ないようでございますので、本件についても部会の決議内容を了承したということにさせていただきたいと思えます。

それでは次に、その他の報告をいただきたいと思えます。

その他の報告は3つございまして、「地球温暖化対策実行計画の進捗状況」、先ほど部長の御挨拶にもございましたが「福岡県気候変動適応センターの設置等について」、さらに「今年度の環境部主要事業について」、この3件でございます。

最初の御報告でございますが、「地球温暖化対策実行計画の進捗状況」について、事務局から説明いたします。

(環境保全課：野中課長)

環境保全課でございます。

資料5に基づきまして説明させていただきます。資料5は5-1としまして、A3の資料が2枚と、その後ろにA4の資料を付けておりますが、主にA3の資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思えます。

本県の地球温暖化対策実行計画につきましては、本審議会で御審議いただきまして、一昨年3月に策定いたしました。その後2年余りが経過いたしましたので、昨年に続きまして、計画の進捗状況について御報告させていただきます。

御報告の内容でございますが、A3の1枚目の左側でまず目標について説明をいたしまして、次に右側で目標達成状況、達成に向けた温室効果ガスの排出量、エネルギー消費量の最新の予測経過について御報告いたします。その後、2枚目の資料に基づきまして、計画に沿って新たに実施することとなりました施策を中心に、地球温暖化対策の実施状況について、御説明をさせていただきます。

それでは、まずA3資料1枚目左側の計画策定の趣旨です。県民・事業者・行政などの各主体が積極的に地球温暖化対策に取り組むための指針となる新たな計画を策定したものです。計画の期間は、2017年度から2030年度までで、おおむね5年ごとに見直しを予定しております。

この計画におきましては、2013年度のデータを基準といたしまして、2030年度の目標を定めております。その具体的な内容を下の2番に記載しております。全体の目標

としましては、2030年度における温室効果ガスの排出量を2013年度に比べ、26%削減する目標を掲げております。

また、この計画では、「家庭」「事業者」「自動車」という主体別に目標を掲げております。具体的にはその下に青い文字で書いておりますが、家庭では、世帯当たりのCO₂を2030年度に41%、エネルギー消費量で20%削減するという目標を設定しております。

また事業者につきましては、CO₂を床面積当たり44%、エネルギーベースでは22%減らす、自動車につきましては、CO₂ベースで24%減らす、というように、県民・事業者の方々が行動される際の具体的な目安を設定し、取組みを進めていただくことによりまして、県全体の目標の達成を実現していこう、こういった計画の作りになっております。

CO₂の排出量につきましては、原発の再稼働といった電源構成によりCO₂の排出係数が変動いたしますので、排出係数の影響を受けない身近な指標としまして、エネルギー消費量削減の目安を別途定めております。特に電気使用量割合が高い家庭と事業部門において、エネルギー消費量の削減目安を設定しているというのが、この計画の特徴でございます。

続きまして、右側の説明に移ります。

この目標の達成に向けた最新の推計結果について御説明いたします。

まず、全体の温室効果ガスの排出量ですが、下の方に表を記載しておりますけれども、赤い字で記載しているところが具体的な目標に向けた進捗状況ということです。合計のところには26%と書いております。これが2030年度の削減目標です。これに向けまして、現時点では、3年前と比べまして11%削減しているという状況です。

このように、ガスの排出量が減少しております主な要因ですけれども、表の上に記載しておりますが、これについては、下の2番でも後ほど説明しますが、エネルギー消費量そのものが減少したというのがまずございます。それに加えまして、先ほども申し上げましたが、電源構成が変化したことによりまして、原発が一部稼働した、それと再生可能エネルギーの普及が進んでいることなどで排出係数が減少したと、2つの要因によりまして、県内のガス排出量が減ってきているということです。2030年度まで17年間で26%減らすという目標を掲げておりますので、現時点では、この3年間は11%ということで順調に削減が進んでいるという状況でございます。

その下の2番の説明に移ります。

今度は、主体別の目標達成に向けた進捗状況でございますが、家庭、業務、自動車と分けて記載しております。

家庭につきましては、CO₂排出量で25%余り、エネルギー消費量で9%、業務につきましてはCO₂排出量で24%、エネルギー消費量で4%、自動車につきましては、CO₂排出量で7%減っております。家庭、業務部門につきましては、現時点では想定しているよりも早いペースで減少している傾向が見られます。

このように全体として減少しておりますのは、表の上にも※で書いておりますが、省エ

ネ意識の高まりや高効率設備のLED等のエネルギー等の導入によって、エネルギーの効率的利用が進んだことが考えられております。

ただし、細かく見ていきますと、この下の表の中ほどの家庭の右側を見ていただきますと、4.6と黒い三角がついてない部分がございます。これは前年と比べますと、エネルギー消費量が4.6%世帯当たり増えたということでございます。

要因としましては、夏が前年度と比べて暑く、冷房の使用量が増加したこと等が考えられます。

したがって、今後、エネルギーベース、排出量ベース、目安や目標達成に向けまして、なお一層の取組みが必要な状況にあると認識をしております。

続きまして、2枚目を御覧ください。

2枚目は、県における地球温暖化対策ということで、昨年もこの様式で御説明をさせていただいたところです。大きく緩和策と適応策とで分かれておりまして、緩和策はいわゆるCO₂等の排出削減と吸収源対策、適応策につきましては、避けられない気候変動の影響を防止軽減するための適応策、これを進めていくということです。

緩和策は主なものとして、大きな柱として、省エネがございます。これについては、家庭、事業場、農林水産業、こういった主体別の取組みを促進していくことが重要です。

本日の説明は、これらの説明のうち、令和元年度、今年度からの新規施策の部分、昨年度から新たに加わった部分につきまして説明させていただきます。

省エネに関しましては、3点ほどございまして、一点目が赤い文字で(新)と書いているところです。後ほど環境部の主要事業の報告でも説明させていただきますけれども、省エネ節電に取り組む家庭を支援するエコファミリーという事業を県で行っておりますが、このエコファミリーへの登録とか、あるいは県への活動報告がスマートフォンから簡単にできる仕組み、アプリを使ってこういった仕組みを開発していこうということで、今年度新たに取組みを始めております。

それと中ほどに公共施設における取組みということで、トンネル照明のLED化、こちらは県管理のトンネルが15本切替が必要なものがございまして、その照明を3年かけてLED化していくものでございます。

その下の街なか公共不動産活用事業、これは低炭素型の都市地域づくりの推進の一つとして掲げておりますが、こちらは街なかの未利用地を活用した民間主導のまちづくりの先進事例を創出していこうというものでして、公共用施設、あるいは新たな開発を必要としない、街なかの未利用地を活用していこうということです。それが低炭素の都市づくりにもつながるということでして、具体的には市町村が所有します公共不動産の情報を県で集約してデータベース化しまして、それを民間事業者提供しまして、活用できそうな街なかの公共不動産、こういった物件については共同で現地見学会等、県がいわゆるマッチングをすることによりまして、街なかの不動産を有効活用する先進事例を作っていこうという事業です。

その下に多様なエネルギーの確保ということで、再生可能エネルギーの導入促進がございまして、廃棄された太陽光パネルを効率的に回収するシステムの構築を掲げておりますし、水素のところでは、物流分野でのFC化促進ということで記載しておりますが、具体的にはフォークリフトを燃料電池自動車に切り替えていく、それに必要な一連の産業を創出していこうということで、商工部の方でこういった事業に新たにに取り組むということになっております。

それと吸収源対策としまして、今年度から森林環境譲与税が全国的な森林環境税に先立って制度が始まり、市町村が間伐とか木材を利用する際の財源として利用できるということで、この譲与税を活用した森林整備事業の進め方につきまして、市町村に対する個別相談会等を県で開催しまして、助言を行って事業を促進していくものでございます。

それと右側の適応策につきましては、影響が出る分野別ということで、農林水産業、自然生態系、自然災害、健康、それぞれこれまでの事業を促進すべく実施してまいりますけども、加えてこれらの適応策をより効果的に推進していくための施策としまして、この後の項目で御報告をさせていただきますけども、気候変動や適応策の情報の収集分析拠点となる福岡県気候変動適応センターを設置運営していくことを新規施策として掲げております。

以上、こういった新たな施策を盛り込みながら、地球温暖化対策を全体的に促進してまいりたいと考えております。

最後にまとめを右下に記載しております。まず本県の温室効果ガス排出量とエネルギー消費量につきましては現時点ではトレンドを上回るペースで減少しております。しかしながら、家庭のエネルギーベースのところで見られましたように、今後天候の状況とか、あるいは電力需給の安定化に伴う省エネ意識の希薄化等によりまして、削減ペースが低下する懸念もありますので、各部門における更なる取組みの促進が必要と認識しております。

このため、県では、庁内組織としまして、地球温暖化対策施策連絡調整会議を設置運営しております。新たな施策を検討しまして、計画の目標達成に取り組んでまいりたいと考えております。

加えて、県のみでは達成困難でございますので、県民、事業者、市町村等と連携した取組みを合わせて進めていきたいと考えております。

それと、この後の報告に直結いたしますけども、昨年12月に施行されました気候変動適応法に基づきまして、県の適応センターを設置しまして、県内における適応策の更なる充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、長くなりましたが、本県の地球温暖化対策実行計画の進捗状況の報告をさせていただきます。

今後とも進捗状況につきましては、取りまとめまして、本審議会で御報告をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(浅野会長)

はい、ありがとうございました。

今のA3の2枚目のところについては、後でまた適応センターのところで報告いただきますが、この中にワンヘルスという見慣れない言葉があるんですが、その後の資料5の2の一番最後のページにワンヘルスに関する施策の推進という説明があるんですね。

つまり愛玩動物と人との健康を一体的に捉えようということで、多分ワンヘルスというのは掛詞なんだろうと思いますけど、この言葉についてはこのような説明がございます。

それでは、ただ今の地球温暖化対策の説明ですが、御意見ございましたらどうぞ。これは誰でも意見が出しやすいテーマかと思います。久留委員どうぞ。

(久留委員)

確かこの作成について私も議論させていただいたという記憶があって、一応順調に削減されているという結果が出ておりますけれども、やっぱり家庭部門のところ、前に浅野先生も仰っていたかと思いますが、根性論とか努力では限界があるかなという感じがするんですね。

ですから、そういうところでちょっと私が注目したいなと思うのは、例えば住宅の省エネ化というところ、これは当然ながら進めていかないといけないし、進んでいると思うんですね。断熱とか住宅自体が省エネ化されているというのは結構進んでいると思うんですが、もう一つ時代的にはAIを使って、家の中にAIを取り入れて部屋ごとの管理とか、どこにエネルギーの使い過ぎがあるのか、電気のつけっぱなしがあるとか、一元的に家の中で管理するような、そういうものが進んでいると聞いています。

一般家庭には中々ないんですけども、そういうふうなものも今後県として推進していくとか、取り入れていくというような、まだまだ一般家庭ではすぐにはいかないと思いますが、そういうところがまだちょっと出てきてないようなので、私はそういうものを進めていかないと、なかなか一個人の努力とか家庭での努力だけでは進まないんじゃないかという気がします。

その辺について、もし何か情報があったり、今後の新しい考えがあったら聞かせていただきたいと思います。

(浅野会長)

はい、では野中課長。

(環境保全課：野中課長)

今、委員御指摘のとおり、家庭における省エネ、これをスマートに進めていくにはどうしたら良いのかということかと思えます。

断熱材とかハード面、あるいは家電製品が自動的に切り替わっていく、そういったところで期待される部分もございますが、やはりエネルギーを効率的に使うということで、特

に電力需給が厳しい頃には節電の概念が非常に重要でございました。

蓄電池などを組み合わせてピークをカットする、省エネもやるということで、HEMS、家庭のエネルギーのマネジメントシステム、こういったものが普及し始めております。こういったシステムを組み込んだ街づくりとか、また個別の家についてもそういったものを推奨することを義務付けるなど、ハード面やソフト面で、精神論に頼ることなく快適に社会貢献、環境保全ができる取組みを促進させる県の施策も重要だと思いますので、建築都市部と連携しまして取組みを促進してまいりたいと思います。

(浅野会長)

はい、ありがとうございました。門上委員、どうぞ。

(門上委員)

過去の環境汚染というのは工場、公害が原因となっているんですけど、現在ははっきり言って、原因者は我々一般の人なんです。水質汚染もそうですし、地球環境問題もそうです。

我々、一般市民が十分環境に配慮した生活をしなきゃいけないということです。今言ったようなAI化とか社会全体とか、建物構造だとかそういったものを変えるという非常に金がかかる対策は、それはそれで取り組んで行けば良いんですけど、もうちょっと身近な所から環境に配慮したくなるような考え方を入れていかないと環境改善は進まないと思います。

今回のエコファミリー応援事業、関心がある方は既にやられていると思います。ですけども、今からはできるだけ多くの方に関心を持ってもらえるようにしなきゃいけない。

例えば、東京都はLEDを電球と無料で交換していますよね。冬は窓ガラスからものすごく熱が出てくるということで窓に断熱シートを貼ることは、非常に安くできる省エネ対策です。そういうものを非常に安く配布する、無料で配布すると、それを使って電気代が少し安くなったとか、また同じ部屋が暖かくなったとか、夏だったらクーラーの効きが良くなったとか、室外機にうまく囲いをつけると効率が良くなるということもよく言われていますけど、あまり実施されていません。そこで、誰でもすぐできるようなところを補助するなどをしてはどうでしょうか。そうすれば快適な生活をしながら省エネもでき本人にとってメリットがあります。

メリットを受けながら省エネにもなることで、それがまた地球環境問題に関心を持つきっかけになる。そういうソフト的なことを全てハードでやろうとするから難しい、金は少ししかかりませんが、皆さんが取り組みたくなるような対策を工夫してやっていただければなと思います。

(浅野会長)

はい、ありがとうございました。御意見として承っております。
川崎委員、どうぞ。

(川崎委員)

私がちよっと聞きたいのは、水素エネルギーの活用ということで、燃料電池の件が載っておりますが、北九州の東田地区でも大きな水素の産業があるんですけども、一時ほど燃料電池の声が沈んでおりまして、大々的に打ち出したところが今は休止している状態なんですよね。

いわゆる水素ステーションとしては休んでいる状況なんで、少し停滞しているんじゃないかという気持ちがあるので、そこら辺ちよっと現状がどうなのか、今も燃料電池については、ここでは推進はしているということになっているんですけども、今の状況はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

(浅野会長)

はい、これは事務局答えることができますか。

国として水素エネルギーが将来重要であるということについては既に長期戦略で位置付けていますから、決して無理ということではないんですけども、ヨーロッパで電気自動車と大幅に言い始めている。これまでトヨタが燃料電池車を支援していましたが、とりあえず電気自動車を走っていかないと競争に負けるぞということになって、燃料電池車の値段を下げたりという動きが止まっていることは事実ですね。

もう一つは、水素エネルギーはどうやって作るかの問題ですよね。現実的に再生可能エネルギーは余っている訳ですから、上手に使うって水素エネルギーに変えていけば、一石二鳥みたいなところはあるわけです。

だが分かってはいるんですが、なかなか行政としては動き難い面がある。金もかかる。福岡県は水素エネルギー事業では前知事の時代から随分熱心に取り組んでいる筈です。

最近の状況についてお話ください。

(環境保全課：野中課長)

一つは燃料電池自動車の普及です。まだコスト的に非常に高い状況で、インフラの整備も先行して福岡県では取り組んでおりますけれど、なかなか大規模な普及拡大につながっていないというのは、これは全国的な状況であろうかと思えます。

県としましては、商工部が所管しておりますので私も詳しく承知しておりませんが、水素に着目しまして、そこには地域産業が参入できる部分がたくさんあるだろうということで、今回物流分野で燃料電池を搭載したフォークリフトを使えるようにするということがあります。

会長からお話があったように、何から水素を作るかということで、都市ガスから水素を

製造すると、さらに望ましいのは再生可能エネルギーから得られた電気で水を分解して水素を作る、また、それと得られた水素を圧縮して貯蔵して実際に使う現場でそれぞれ中小企業が参入しやすい部品が必要となる分野がございますので、水素関連製品の試験センターを、県も関与して設置運営して中小企業への参入促進を促すことによって、水素社会の実現に県としても貢献していく、そういうスタンスでの取組みを進めております。

このことによって、少しでも分野が広がってかつコスト削減が実現することで、水素社会の実現が可能な分野から広がっていくことを目指していく必要があると認識しています。

(浅野会長)

今のところは、この程度の答えしかない状況ですが、決して諦めているわけではないと御理解いただけるかと思います。

実は順調にと言いながら、エネルギーベースで見た場合、家庭部門では例年よりは悪くなっているようです。大変気にはなることですが、福岡県だけの現象ではなくて、全国を見ても家庭は夏の暑さと冬の寒さでもろに響きます。オフィスは意外とその要因が大きくないのですが、家庭にはすぐ響きます。その辺のところをどうすれば良いのかという問題があるのですが、とはいうものの熱中症でお亡くなりになる方も増えては困りますから、自然な空調は使っていただかなくてはいけないということがあると思うんですね。

もうひとつは、二重サッシというのが実は思ったよりも進んでいますし、LEDへの切り替えも2016～2017年に全国の家庭のサンプリング調査をしたデータが出ているんですけども、思ったよりも進んでいるようですね。特に、断熱構造化というのも半分くらい進んでいるような状況ですから、案外進んできていることは間違いない。

それから、空調機を取り変えると電気の使用量が違います。20年も経った空調機は何か国の補助金を出してでも良いから、新しい空調機に変えてもらおうと一遍にエネルギー使用量が下がるということがあるので、まだまだこの辺は伸びしろのある話かなという気がしてしょうがないですね。

どこかで削減量といってもそれは横ばいになっていきますので、先ほど門上委員が言われたように、金をかけなくてもできる工夫みたいなものは知恵を絞らないといけません。これは温暖化防止センターのようなところがしっかり情報を発信する役割を担わなければならないですから、県としてもしっかり情報を共有しながら、何を重点的にやるのかしっかりPRしていかなければと思います。

よろしゅうございましょうか。

次に気候変動適応センターの設置についてという報告をいただきたいと思います。

(環境保全課：野中課長)

それでは引き続き、資料6に基づきまして御報告をさせていただきます。

先ほどの県の地球温暖化対策の適応策のところでも御説明いたしましたけれど、この度、

福岡県の気候変動適応センターを設置することにしました。また、新しくできた気候変動適応法の中で、都道府県は気候変動適応計画を作成する努力義務が課せられましたので、その適応計画の取り扱いと併せまして、御報告をさせていただきます。

説明は、資料の6-3を使って説明させていただきます。

まず、センター設置の「1 背景」でございます。2つ掲げております。

1つ目は気候変動に対する県民の関心の高まりということです。表にありますように、不安に思う地球温暖化の影響とは何かという回答を求めたことに対しまして、集中豪雨による災害の増加、熱中症、感染症などへの健康面、それと農作物の収穫量とか品質への影響、こういった多くのテーマに関しまして、たくさんの県民が不安を持っておられます。

2つ目は、新法の制定ということでして、国で、昨年12月に気候変動適応法を施行しております。また、国においては法律に基づき、気候変動適応計画を法定計画として作成するとともに、国立環境研究所に気候変動適応センターを設けております。この法律につきましては資料の6-1に添付していますが、説明は割愛します。

この法律の中で、地方の取組みについても記載がございまして、地域における適応策を推進するための地域の適応計画、地域における適応に関する情報を収集して提供していく拠点となる気候変動適応センターの設置に努めることとされております。

これを受けまして、県のセンターの設置について必要性を検討いたしました。その内容が「2 適応センター設置の必要性」ということとでございます。まず、これまでやってきたこととしましては、本県では御報告を申し上げました実行計画におきまして、省エネなどの緩和策に加え、適応策についても盛りこんで施策事業に取り組んでいます。

今後は、この法律が求める県の役割を踏まえまして、この実行計画に記載してある適応策の内容について検証を行うとともに、本県の実状に応じた効果的、効率的な適応策を推進することによって、県民が不安に思っておられます気候変動の影響による被害の防止軽減について取り組んでいく必要があると認識しております。

これらの推進に当たりましては、気候変動の予測とその影響に関する専門的な情報、あるいは先進的な事例を収集整理しまして、各部局、市町村等の関係課に提供していく体制の整備、法がいうところの適応センターの設置が必要であると認識しまして、センターを設置することとしたところでございます。

これらの背景を踏まえまして、県の対応方針を「3 対応方針」に記載しております。

まず、地域気候変動適応センターですが、太宰府市にあります県の保健環境研究所内にこのセンターを8月上旬に設置しまして、次の施策を推進していくこととしております。

(1) が法に規定している、気候変動情報の収集・分析・提供というところでございます。福岡管区气象台、それと国の適応センターとも連携して、本県の地域特性に応じた気候変動予測やその影響、適応に関する先進事例を収集分析して、提供してまいりたいと考えております。

すでに、福岡管区气象台には多大な御協力をいただいております。6-2に資料をつ

けておりますが、現状のまま推移するとどういふことになるのか気候変動予測の情報を出しておられます。現在のところ、予測地点は、福岡市、北九州市など県内数箇所に限られております。

今後は、県内各地にアメダスが設置されておりますので、その情報も活用しながら、よりきめ細かな気候変動予測を気象台から提供していただきまして、その情報を整理して、それによる影響、その影響にどう対応していくか国内外の適応策に関する情報も合わせまして、一体的、一元的に見られるようにしまして、発信してまいりたいと考えております。センターの設置に合わせて、ホームページも開設しまして、これらの情報を発信していきたいと考えております。

それと(2)は本県独自の取組みですが、気候変動適応推進協議会を開催していきたいと考えております。これは気候変動に関する専門家、国立環境研究所、気象台、県の研究機関、関係部局、それと政令市で構成をされております。

この中で、気候変動影響の適応策の情報共有を行うことと、専門家等から助言をいただきまして、県内における気候変動適応策を促進していく場として活用していきたいと考えております。

それと、今回の気候変動適応法では、都道府県に対しましてセンターの設置と合わせまして、気候変動適応計画についても策定する努力義務を課したところでございます。

この点を踏まえまして、適応センターの設置時期に合わせて、一昨年3月に策定しました実行計画には適応策を盛り込んでおりますので、この計画を新法に基づく計画として位置付けたいと考えております。

また、センターの機能を活用しながら県内の気候変動影響等に関する調査を実施するとともに、市町村、事業者等の情報や、協議会からの助言をいただきながら、県の適応策を検証しまして、地域特性に応じた施策を検討・実施してまいりたいと考えております。

こういった検討結果も踏まえて、実行計画の改定時期、5年を目安に見直すこととしておりますので、それを踏まえますと令和3年度に新たな実行計画と合わせて新たな地域適応計画についても策定してまいりたいと考えております。

最後に「4 適応センター設置による効果」ということで3点記載しております。

まず、本県の地域特性、これは地形、気候、あるいは場所によって作っている農産物が違いますので受ける影響も違う、あるいは人口分布、こういった特性に応じた気候変動やその影響に関する情報を、県、関係機関と共有することによって、効率的、効果的な適応策の検討推進が可能となるのが1点目でございます。

また、今回、協議会も設けますので、気象台との連携、専門家の助言によりまして、適応策の検証と施策への反映が期待できると考えております。

さらに、御承知のとおり、気候変動による影響は、自然災害や熱中症の増加、農作物の不作とか、県民や事業者の方にとりまして、身近で様々な分野で広がっていくことが懸念されております。したがって、3つ目が最終的な狙いとなりますが、気候変動に関する情

報を市町村、県民、事業者に提供いたしまして、これら各主体による適応策の推進が期待できるものと考えております。

以上、このような効果がもたらされるように本庁関係課とセンターが連携いたしまして、役割を果たしていきたいというように考えておりますので、本センターの運営に当たりまして、委員の先生方の御指導、御助言のほど、よろしくお願い申し上げます。

報告は以上です。

(浅野会長)

それでは適応センターと県の適応計画について御説明いただきました。

実は九州はこの辺の取組みが早くて、10年以上九州各県と沖縄県が一緒になって協議会を作って議論を始めていますし、この協議会には、今日も来てくださっていますけど、九州地方整備局、九州経済産業局、九州農政局に参画をしていただいて、既に情報交換ができる体制はしっかり出来上がっています。

県のこういう動きは、ここに書いてあること以上に九州全体の取組みとすることができるだろうと思っています。既にセンター、九州では宮崎県でも動き始めていますけど、福岡県は動き始めて2番目になるのかなと思います。

何か御質問、御意見がございますでしょうか。

はい、井上委員。

(井上眞理委員)

ちょっと事務局にお尋ねしたいんですけども、この資料6-1っていうのは、平成30年6月13日公布と書いてありますが、これは国が出したんですか。それとも県ですか。

(浅野会長)

これは国です。

(井上眞理委員)

国ですね。そうしたらですね、私農学部なので、米粒には非常に気になっているんですけども、この写真見て誤解されることもあると思います。なぜかと言うと、この小さい米粒は1つの米粒の横断面なんですね。

ですから、もし環境省に意見を言われることがあったら、これは白未熟粒の横断面ということをごどこかに書いていただかないと、やはり誤解されると思います。外観の米粒と横断面の米粒はやはり違うので、分かりやすいからこちらを出していると思いますが、

(浅野会長)

分かりました。室長に言うておきます。

(井上眞理委員)

それから資料の6、これは福岡県で作ってるものですね。

(浅野会長)

これは九州管区気象台です。

(井上眞理委員)

これは管区気象台、ということは国ですね。

ついでにこれも言うておいてもらいたいんですけども、資料6-2で福岡県の気候とタイトルにつけている以上は、1ページの降水量のところ、九州・山口県を一緒にしているこのグラフも大事なんですけども、降水量についてもやはり福岡県に合わせて、作っていただければと思いますので、何かの機会がありましたら。

(浅野会長)

多分、編集でこういう形になったのだと思います。データはあります、ホームページに載ってます。

(井上眞理委員)

分かりました。ありがとうございます。

(浅野会長)

それから、雨が降らないけども降るとドサッと降る、これは何でかという、気象台の人の説明を聞いたことがあるんですけども、温暖化によって、雲が大きくなるのに時間がかかるんですね。その間は雨にならない。その代わり、でかくなってドンッと落ちるから、一旦降るとなるとドサッと落ちると、そういう現象がもう既に始まっているみたいです。気象学者もこれは気候変動の影響だと断言しておられます。

よろしゅうございましょうか。

このセンターが動き始めたら、いろんな報告を差し上げることができるかと思しますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後になりましたが、今年度の環境部主要事業についての御説明をいただきます。

(環境政策課：小磯課長)

環境政策課でございます。

それでは令和元年度環境部主要事業、資料7を御説明させていただきます。それではま

ず1枚めくっていただきますと、7つの事業が書いてございます。これを順次その概要を説明してまいります。

まず、1ページ目を御覧ください。「アジア自治体間環境協力推進事業」でございます。予算額は、6千1百万円余でございます。

この事業は、福岡県と友好提携地域を結んでおります、そういった地域の環境問題を解決するために、本県の環境技術やノウハウ等を活用した環境協力を行うものでございます。

事業概要でございます。(1)を御覧ください。(1)国際環境人材育成研修におきましては、まず、①の個別テーマコースとして、中国、ASEANと書いていますが、具体的にはベトナム・タイ・インドから環境行政の中核を担う職員を招きまして、大気汚染あるいは廃棄物といった、その国、地域のニーズに応じた研修を行っております。

また、②の福岡方式処分場普及展開支援コースと書いてございますが、これはベトナム、南北に長い国なんですけど、その丁度中間位のところにフエ省がございます。そこが新たにごみの処分場を作りたいということで、福岡県に支援の要請がっておりますので、その職員を招きまして、処分場の施工・維持管理に関する研修を実施する予定でございます。

次に(2)の環境協力事業、これは個別の取組みでございます。ベトナム・ハノイでございますけども、こちらには既に福岡方式の処分場がございまして、埋立が完了しております。その後の維持管理に関する技術指導を行っていくこととしております。

その下の中央政府と書いてございます、ここは先ほど御説明いたしましたフエ省の方から中央政府を通じて要請がっておりますので、処分場の整備、それから分別等、3Rの整備に係る支援を行う予定でございます。

タイの中央政府にございましては、タイでも福岡方式処分場が既にございますが、更なる処分場の普及拡大の支援について、実施してまいる予定でございます。

中国につきましては、主に江蘇省の支援なんですけども、大気汚染の物質削減技術の普及拡大のお手伝い、あるいは南京の方で環境展示会というのが毎年ございますので、福岡県内の企業の技術をPRするため、企業等と一緒に展示会に出展をしてPRを行っているところでございます。

そして、インドでございます。インドは、平成30年に新たに覚書を締結いたしまして、大気汚染という項目が盛り込まれましたので、今年度、この大気汚染に係る調査、どういった対応があり得るのか、そういったところを含めての調査を行う予定でございます。

最後、(3)福岡方式処分場ガイドでございますけども、こちらにつきましては、アジアの地域の福岡方式処分場の効率的な拡大ということを踏まえまして、アジアのそれぞれの自治体の職員が、処分場の導入プロセスをある程度独力で理解するための一助となるようなガイドを作りたいと考えております。以上が1ページでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。「気候変動適応推進事業」、予算額は、8百万円余でございます。

これにつきましては、環境保全課長が先ほど説明しました内容と同一でございます。そ

れを実施するための予算事業でございます。重複しますので、説明は以上とさせていただきます。

それから3ページを御覧ください。「ふくおかエコライフ応援プロジェクト推進事業」でございます。予算額は2千7百万円余でございます。

省エネ・省資源に取り組む家庭や事業所を支援することで、CO₂排出量の削減を図り、県内における地球温暖化対策を推進するものでございます。

事業内容といたしましては、先ほども出てまいりましたが、エコファミリー応援事業ということで、省エネに取り組む家庭などを募集・登録いたしまして、取組みを実施していただいた世帯には、エコチケットを進呈するというような取組みを行っております。

今年度は、今までは成果の申請等を紙でしていたんですが、スマートフォンで行えるようなアプリを開発するとともに、列車の内側と外側を宣伝でラッピングしたような列車を走らせるといったような形でのPR活動を行いたいと考えております。

エコ事業所応援事業につきましても、省エネに取り組む事業所に対して、県の入札参加資格審査での加点や表彰を行っているところでございます。

エコライフ応援サイトにつきましては、温暖化対策に関する情報やイベント情報などをホームページ上で幅広く発信する活動を行っているところでございます。

続きまして、4ページを御覧いただきたいと思っております。「廃棄物の太陽光パネルスマート回収システム構築事業」でございます。

目的のところを御覧いただきたいと思っております。県内のパネルを効率的に回収・リサイクルできる仕組みを構築し、パネルの廃棄から再資源化に誘導すると、これによって、廃棄太陽光パネルの不法投棄、不法投棄防止リサイクルの推進を図るという内容でございます。

少し補足をさせていただきますと、今後環境省の推計等によりますと、2030年度を超えると、耐用年数を越えた太陽光パネルが一気に出てくる見込みがされております。現時点において太陽光パネルのリサイクルについては、技術的にはある程度出来上がっておりますが、なかなか回収のシステムというのが進んでおりません。そういったことで、この事業をしたいと考えているところでございます。

事業概要といたしましては、(1)(2)を御覧いただきたいのですが、「太陽光発電保守・リサイクル推進協議会」におきまして、これにはメンテナンス業者、収集運搬業者に入っております。効率的な回収のスキームを検討する、あるいはパネルの保管、回収状況を情報共有するということをした上で、こういった回収が効果的なのか、ルート等を最適化できる「スマート回収支援ソフト」を開発いたしまして、実際に実証試験を行って、その結果を基により良いものを作っていきたいと考えているところでございます。

なお、この協議会におきましては、適切な点検保守とかりサイクルの必要性についても情報発信してまいるところでございます。

5ページを御覧いただきたいと思っております。「浄化槽整備促進事業」でございます。予算額は、4億9千万円余でございます。

この事業は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、計画的な合併浄化槽の整備を図るもので、市町村が行う事業に対して県費による補助を行うものでございます。

方式としましては、個人が設置する個人設置型、市町村が設置する市町村設置型の浄化槽がございますけども、いずれに対しても、補助を行っております。なお、ここには書いてございませんが、し尿のみを処理する単独浄化槽がまだ多く残っております。単独浄化槽、汲み取り便槽から、し尿と生活排水の両方を処理する合併浄化槽への転換を行う場合、通常の補助に加えまして、撤去費、配管費の上乗せをして、転換の促進を図ることとしております。5ページは以上でございます。

6ページを御覧いただきたいと思っております。「産業廃棄物監視指導強化事業」、5千5百万円余でございます。

目的といたしましては、産業廃棄物の処理に関しまして、監視指導の強化を図り、不適正処理の早期発見・早期対応につなげていくものでございます。

概要といたしましては、4つ書いてございます。(1)は、安定型最終処分場を定期的に掘削して調査する定期掘削調査、それから(2)警備会社に委託をしまして、休日それから平日夜間の監視パトロールを行うといった監視の強化、それから(3)は、赤外線カメラ搭載ドローンを活用しての立入検査の迅速化、高度化でございます。今年度はこれらに加え、(4)の重大な不適正処理事案を引き起こす可能性のある業態の業者に対しましては、指導を強化する、職員に対する研修を充実させるものでございます。

少し補足いたしますと、例えば廃棄物を溜めやすい破碎とか選別といった業種に対しては、一定の期間、あるいは指導が累積している事業者に対しましては、本庁と出先が共同して合同で立入検査を行う形で、早い段階で行政処分等を踏まえながら、行うものでございます。

また、研修につきましては、単なる座学ではなくて、事例研修等も入れながら、実践的な能力を養っていきたいと考えております。

そして、最後7ページを御覧いただきたいと思っております。「九州自然歩道活用事業」でございます。予算額は、百八十万円余でございます。

この事業は、健康づくりに関心のある県民が気軽に歩ける九州自然歩道の入門コースを紹介する、そして、自然に親しみながら歩くことによりまして、健康増進や自然保護の意識の醸成を図る、併せて利用者の裾野を広げていくものです。

事業といたしましては、(1)①に書いてございます。今申しました入門コース、歩きやすいコースを6つほど今年度は選んで作っていきたいと思っております。

そして、②といたしまして、コースを活用した自然観察ハイキング、親子ハイキングみたいなものを開催して知っていただくということを考えているところでございます。

なお、九州自然歩道につきましては、そもそもどこからどこまで、どんなものがあるかというところ、なかなか知られていないところもあると思っておりますので、後ろの方に地図、資料を付けております。

自然環境課長から補足で説明させていただきます。

(自然環境課：岩崎課長)

自然環境課です。資料7の最後に九州自然歩道の地図を付けておりますので、御覧いただきたいと思います。

九州自然歩道について、少し説明させていただきます。九州自然歩道は、多くの方が四季を通じて、手軽に歩くことによりまして、沿道の豊かな自然や歴史、文化に触れ、合わせて自然保護の意識を高める目的に整備されたものでございます。

お手元に配付しています図面は、九州自然歩道の県内コースを示したものでございます。九州自然歩道そのものは、九州を一周する総延長2,932キロメートルのコースとしまして、昭和50年から昭和55年、西暦で言いますと1975年から1980年の間に整備されておまして、このうち県内のコースは総延長が261キロメートルのコースであります。

県内のコースは、黒い①と書かれてあるところですが、北九州市の皿倉山から南下し、平尾台を通りまして、さらに南下して英彦山に至ります。英彦山から東西に分かれて、東は犬ヶ岳を通過して、大平山を経て、大分県へ続いております赤い線でございます。それから、西は古処山、太宰府を通りまして、天拝山を経て、佐賀県へ続いております。

図面に示しております黒い番号①から⑩というのは、県内のコースを10コースに分けてまして、もう少し詳しい図面を示しております。この図面につきましては、県のホームページに掲載して、ダウンロードできるようにしております。九州自然歩道福岡県内コースマップという言葉で検索していただきましたら、ダウンロードできるページに移動されますので、御活用していただければと思います。

説明は以上です。

(浅野会長)

どうもありがとうございました。それではただ今の今年度の主要事業についての御説明で、何か御質問ございますか。

はい、どうぞ。

(門上委員)

最初の説明にあった、福岡方式は準好気性の非常に良い方式ですが、この処理ではプラスチックがそのまま残ってしまうのではないかなと思います。昔、私もタイに行ったときに、廃棄物処分場を見ましたけども、残っているのは全部プラスチックであって、ビニール袋が大変なことになるなと思った記憶があります。

プラスチック問題は随分大きくなりましたから、こういう廃棄物を埋め立てるようなやり方っていうのは、プラスチックが全部土の中に残って、将来的に出てこなければ良いで

しょうけども、残ったプラスチックをどうするか解決策があるのかなというのが一点です。

それから先ほどの九州自然歩道、ホームページも良いですが、QRコード付けて、スマホで見れるようにした方が良いと思います。今は殆どの方がスマホを持っていて、いわゆるホームページ方式は、パソコンを使わなければならないので、全部スマホ方式で対応できるようにした方が良いのではないのでしょうか。

(浅野会長)

ありがとうございました。今の御質問は。

(環境政策課：小磯課長)

今、御指摘いただいた点、まさにその通りでございます。

ただ、地域によっては、まだ生ごみ等が多いところもございますので、そこは地域の実状等を踏まえながら、あるいは地域の実際の皆さんとお話しながら進めていくようにしますので、御指摘の点もしっかり気を付けて進めていきたいと思っております。

(浅野会長)

他にございませんか。どうぞ。

(柳瀬委員)

太陽光パネルの件で質問させていただきます。

まず、回収システムの対象となるのは、一般家庭を対象としておられるのかということ、それから、もし一般家庭を対象として、屋根のパネルを撤去したとき、これは産廃扱いになるのか、一廃扱いになるのかということはどういうふうに考えておられるのかということと、それから私廃棄物の関係を専門にしておりますけども、外国のパネルは最終処分場で受入禁止という傾向が強いですけども、その辺りについてまで、どのような計画、今後どう考えておられるのか、ちょっと教えていただきたいのですが。

(浅野会長)

はい、それでは簡潔にお答えください。

(循環型社会推進課：鐘ヶ江課長)

循環型社会推進課です。

1番目の対象が一般家庭かという件ですけども、対象は一般家庭とメガソーラー、特に限定しているものではございません。

2番目の太陽光パネルを廃棄物として捨てる場合の産廃、一廃の件ですけども、太陽光パネルを取り外す際はメンテナンス業者が取り外すことが多くございます。メンテナンス

業者が請け負って排出されるということになりますと、メンテナンス業者が排出事業者ということになりますので、これは産業廃棄物の扱いになるのではないかと考えております。

稀に家庭の方が御自分で取り外しをされるということになりますと、一般廃棄物になるかと思えますけども、なかなか電気の部分等もございますので、御家庭の方が取り外しされるというのは、なかなか考えにくいのではないかと思います。

それから、海外でのお話ですけども、現在日本でも太陽光パネルにはいろいろ有害物質が入っているものもございますので、埋め立てる場合は管理型の埋立処分場に埋め立てなければならないものがございます。

私どもが目指しているものはリサイクルということで、金属等を分別してリサイクルを進めていこうと考えているところです。国の方では太陽光パネルにいろんな成分がございますので、どういったものが含まれているのか分かるようにするというところで、ガイドラインを今作られておまして、検討をなさっているというところがございます。

以上でございます。

(浅野会長)

はい、よろしいですか。

(山崎委員)

2点ほど、要望というか質問があるのですが。

5ページの浄化槽の促進事業ですけども、合併浄化槽が良いということになって推進していると思うんですけども、この効果、実際に施策をしたときに、どういった水質改善がなされているかとか、そういった調査をなされているのかどうか。

実際に、県が責任を持って、こういったものを推進していく場合には、例えばため池が栄養塩類を持っている持っていないとか、そういった施策に対する後追い調査が必要だろうと思います。

それからもう一つ、九州自然歩道があるんですけども、福岡県でこれだけのところを担当しているということで、これだけ資料に書いてあると思うんですけども、県民としては、脊振山系も気になるところで、もし何か情報を公開していれば教えていただきたい。

(浅野会長)

自然歩道の話は、脊振は福岡県に入っていないですね。

それでは、先ほどの浄化槽について。

(廃棄物対策課：山口課長)

廃棄物対策課でございます。

浄化槽の水質検査におきましては、浄化槽法で毎年1回の水質検査等を行うことが義務

付けられています。それにおきまして、公共水域の水質の保全を図るために、そういう検査をやっております。

福岡県の方は、約70パーセントです。全国は40パーセントでございます。非常に高い数値を確保しております。

(浅野会長)

質問は、個々の浄化槽でなくて、それによる環境負荷がどの程度下がったかというデータを持っているかという質問です。

(廃棄物対策課：山口課長)

申し訳ありませんが、そういうデータは持っておりません。

(浅野会長)

それを獲得すべく努力しろという質問です。

(廃棄物対策課：山口課長)

御意見賜りまして、研究してまいります。

(浅野会長)

それでは予定の時間になりましたので、本日の審議はこれで終了とさせていただきます。事務局お願いします。

(環境政策課：武藤企画主幹)

浅野会長、議事の進行ありがとうございました。

また、委員の皆様、熱心に御審議いただき、ありがとうございました。当審議会の御意見を十分に踏まえ、今後の施策を進めてまいりたいと思います。

今後とも、なお一層の御指導、御支援を賜りますよう重ねてお願いいたします。

それでは、これもちまして、令和元年度第1回福岡県環境審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。